

寒川学童保育会運営規則

平成27年5月31日

1. 趣 旨

この規則は、寒川の小学校区内の留守家庭児童の健全育成を目的とし、町より委託を受け運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2. 対 象

保護者が就労又は疾病等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童

3. 開所時間

- (1) クラブの開所時間は、原則として下校時から午後6時までとする。ただし、小学校休校時は、午前9時からとする。(土曜日は、午前9時から午後5時までとする。)
- (2) 延長保育は、原則として午後6時から6時30分までとする。ただし、小学校休校時は、午前8時から9時までも行う。(土曜日は、延長保育を行わない。)

4. 開所日

クラブの開所日は原則月曜日から土曜日とし、次にあげる休みの日以外の日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 祝祭日
- (3) 夏期休暇(8月の日曜日を含めず4日間)
- (4) 年末年始休暇(12月29日から1月3日)
- (5) 保護者が保育を必要としない日

開所日の変更は寒川学童保育会(以下「学童保育会」とする。)で決定する。

5. 入・退所

- (1) 入所の際、入所申込書兼児童台帳、家庭調査票、就労証明書等その他必要な書類を提出する。
- (2) 入所は1年単位とし、4月1日より3月31日までを原則とする。
- (3) 入会金は1児童に対し、10,000円とする。
- (4) 途中入所は人数に余裕のある限り随時受付をし、3月31日までとする。
- (5) 3月31日をもって退所する場合以外は、退所届を提出する。
- (6) 引っ越し等やむをえない場合のみ途中退所を認める。ただし、学童保育会の承認を得る必要がある。
- (7) 1年以上在籍した児童が一度退所し、再度入所する際、再入所とし、入会金を免除する。

6. クラブ会費

- (1) 1児童月額8,500円+おやつ代2,500円とする。(土曜日を含む)
- (2) 会費は、口座振替とし、手数料は保護者負担とする。
- (3) 休所中も会費は徴収する。ただし、事前の届け出により1ヶ月以上欠席する場合、おやつ代は返金する。
- (4) 延長保育は、朝夕とも15分未満150円・30分まで300円(1日最高900円)月額最高9,000円(朝6,000円・夕3,000円)とし、翌月徴収する。

7. 支援員

- (1) クラブの児童を支援するものとして、支援員及び補助員を複数置く。
- (2) 支援員：継続雇用を前提とし、児童の支援、他クラブの運営上必要となる事務、整理等を行う。

補助員：支援員の補助を行う。児童の支援に対しては、支援員と同様の責任を担うものとする。

原則として、試用期間を含め2年以上を経過し、かつ、県の研修を受講した後に支援員になることができる。

- (3) その他の勤務条件については、支援員就業規則に定めるものとする。
- (4) 新規採用になったとき、始めの3ヶ月を試用期間とする。
- (5) 支援員は、年1回必ず、健康診断を受けるものとする。

8. 関係書類

- (1) 児童個別表
- (2) 出席簿
- (3) 支援日誌
- (4) 出勤簿
- (5) 事業実施状況報告書の写し
- (6) 勤務状況報告書の写し
- (7) 運営委員会名簿等の関係書類
- (8) 児童入退所関係書類
- (9) 現金出納等関係書類
- (10) その他、寒川町が必要とする書類

9. 保護者会

原則として、毎月開催する。

10. その他

- (1) クラブは政治、宗教、信条に関係なく平等参加で運営するものとする。
- (2) 入所と同時に保護者は、保護者会並びに学童保育会に入会するものとする。
- (3) 保育中及び自宅との往復途上において、発生した児童の災害を保障するため入会と同時に保険に加入する。(保険料は年額3,000円 保護者負担)
- (4) 原則として、送迎は保護者が行う。ただし、保護者からの連絡がある場合は、その限りではない。
新1年生に限り、保護者は必ず迎えに来なければならない。
- (5) 土曜保育及び延長保育は登録制とし、保護者は前日までに申し込みをしなければならない。
- (6) 保護者は児童が欠席する場合、支援員に連絡し、明確にしておかなければならない。
- (7) 長期(1ヶ月以上)休所する場合は、1週間前までに連絡する。
- (8) ・学級閉鎖・学年閉鎖になるときは、支援員から学童保育会に連絡する。
・学級閉鎖・学年閉鎖の場合、学校に準ずるので学童保育も休むこと。
- (9) ・台風等災害で学校が遅く始まる場合、登校前に学童保育は開所しない。
・台風等災害で学校が集団下校になった場合、児童は1度学童に集めるが保護者は連絡を受け次第、迎えに来る。(通常保育は、中止とする。)
・地震等災害で保護者が学校へ迎えに行くことになった場合、学童保育は中止する。
・地震災害で震度5以上が起こったときは連絡がなくても保護者は迎え来る。
・警報が出ているときの判断
： 早期6:30時点で、警報が出ているとき学童保育は中止する。
： 一日保育で判断が難しいときは、保育会の会長が判断し、連絡は保育会会長が各学童支援員に伝え、各学童の責任で連絡する。

- (10) 保護者会主催の行事には、積極的に参加し協力すること。
- (11) 夏休み等、クラブにおいて児童の保育を目的とした上で、支援員及び保護者による自家用車使用の際は、事前に保護者との間に「覚書」を交わすこととする。
- (12) 保護者会は、学童保育会に1名の役員を送る。
- (13) この運営規則は、1年に1度見直すこと。改定箇所がない場合には、継続することとする。
- (14) この運営規則の改定は、学童保育会総会で決定する。

附 則

この運営規則は、平成27年5月31日より施行する。